

青森県産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象企業	<p>【1】 県の誘致企業</p> <p>【2】 県内企業(地域経済牽引事業計画の承認を受けた者又は金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る)</p> <p>【3】 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業</p>
対象業種	製造業(成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種)、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、物流関連業種(新設の場合に限る)
補助対象	<p>【1】 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)</p> <p>【2】 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費 ※土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。</p>
要件	<p>次の【1】、【2】及び【3】(新設の場合のみ)の全てを満たすこと。</p> <p>【1】 設備投資額(土地及び建物・機械設備の取得(リースを含む)経費)1億円以上(増設の場合は、2億円以上)</p> <p>【2】 雇用増10人以上(増設の場合は、5人以上)</p> <p>【3】 土地取得又はリース(金矢工業団地・青森中核工業団地の補助率20%の場合は取得に限る)</p> <p>※本社機能移転の場合は、設備投資額5千万円以上、雇用増2人以上</p>
補助率	<p>【1】 新設</p> <p>①設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%</p> <p>②設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%</p> <p>※上記にかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金矢工業団地の土地取得費は40%以内 ○ 金矢工業団地(製造業、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関係業種の大企業で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の5%を除く)、青森中核工業団地は20% ○ 1万㎡未満の土地リースの場合は5% <p>【2】 増設</p> <p>①設備投資額2億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%</p> <p>②設備投資額4億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の10%</p> <p>※ただし、1企業1回限りとする。</p> <p>※本社機能移転の場合 設備投資額5千万円以上(増設の場合は、1億円以上)、雇用増2人以上 各補助率に5%を加算</p>
補助限度額	<p>【1】 新設</p> <p>3億円。ただし、1億円を超える場合、単年度の交付額は1億円を限度とし、複数年にわたって分割交付する。</p> <p>※①むつ小川原開発地区は5億円(設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合は3億円。)</p> <p>②金矢工業団地、青森中核工業団地は5億円(物流関連業種の場合は3億円、金矢工業団地の製造業、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合は3億円)</p>

③設備投資額 30 億円以上・雇用増 30 人以上の場合(特例)

5 億円(むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 10 億円)

④設備投資額 60 億円以上・雇用増 60 人以上の場合(特例)

8 億円(むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 15 億円)

⑤設備投資額 100 億円以上・雇用増 100 人以上の場合(特例)

10 億円(むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 20 億円)

※金矢工業団地及び青森中核工業団地については、土地取得額の 2 倍又は補助限度額のいずれか低い額

【2】増設

①設備投資額 2 億円以上、雇用増 5 人以上 5 千万円

②設備投資額 4 億円以上、雇用増 10 人以上 1 億円